南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金交付要綱

（目的）

第1条　この告示は、南伊勢町内の福祉・介護サービス事業所等（以下「介護事業所等」という。）において、介護事業所等の健全な運営を支援し、介護サービス等の円滑な実施、安定的なサービスの提供、安全確保、職員の処遇改善及び事業所の負担軽減を図ることを目的として、予算の範囲内において南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、南伊勢町補助金等交付規則（平成17年南伊勢町規則第57号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この告示において、[次の各号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に掲げる用語の意義は、[当該各号](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に定めるところによる。

(1) 補助対象事業者　補助金の交付対象となる事業者

(2) 補助事業　補助金の交付対象となる事業

(3) 対象雇用者　補助金の交付対象となる新規雇用職員

(4) 申請者　補助金の交付を受けようとする者

(5) 補助事業者　補助金の交付決定を受けた者

(6) 補助事業完了日　補助事業者が対象雇用者を雇用した日から6ヶ月を経過したときをいう。

（補助対象事業者）

第3条　補助対象事業者は、別表第1のとおりとする。

（補助事業及び補助金の額等）

第4条　補助事業は補助対象事業者が第1条に規定する補助目的を達成するために、次項に規定する対象雇用者を新規で雇用する事業とし、補助金額は新規雇用者1人あたり1,200千円とする。

2　対象雇用者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 過去に本補助金の対象となったことがない者

(2) 令和4年4月1日以後に介護事業所等へ新たに就職する者（町内の介護事業所等に勤務していたものについては、1年以上休職後に介護事業所等へ新たに再就職する者に限る。）

(3)　 1週間の勤務時間が、1年を平均して20時間を超える勤務条件で3年以上の雇用契約を締結した者で、勤務実績が長期休暇を除き雇用後3年間を基準とし、1年を平均して20時間を超える者

(4)　同一系列の介護事業所等からの異動でない者

(5)　町内の他の介護事業所等からの転職者でない者

3　対象雇用者の上限人数は別表第2のとおりとする。

4　対象雇用者である職員は別表第3のとおりとする。

5　第1項の規定により認められる事業であっても、他に国又は県の補助事業がある場合は、その制度を優先するものとし、他の町補助事業の補助を受ける場合も、重複して本補助金の交付を受けることはできないものとする。

（補助金の交付申請）

第5条　申請者は、対象雇用者を雇用した場合、速やかに南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

2　複数の事業所を運営している法人等は、該当する事業所をまとめた申請書を提出するものとする。

（補助金の交付決定等）

第6条　町長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請に係る書類等を審査し、適当であると認める場合は、南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。なお、補助金の交付をしないことを決定したときは、南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（交付決定内容の変更等）

第7条　補助事業者が、補助事業を変更又は中止する場合には、南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

（補助金の変更決定）

第8条　町長は、前条の規定による変更申請を受けたときは、これを審査し、適当であると認める場合は、補助金変更（中止）承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条　補助事業者は、補助事業完了日後速やかに南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金実績報告書（様式第6号）に、南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金在籍証明書（様式第7号）とその他必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条　町長は前条の規定による実績報告を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額の確定をし、南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条　前条の規定により確定通知書を受けた補助事業者は、南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金請求書(様式第9号)に確定通知書の写しを添えて、当該通知書を受けた日から起算して10日以内に補助金の交付請求を町長に対して行うものとする。

（状況報告）

第12条　補助事業者は対象雇用者の雇用の日から1年、2年、3年を経過する日からそれぞれ30日以内に、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

　(1)　南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金在籍証明書（様式第7号）

　(2)　対象雇用者の出勤状況等が分かる書類

(3)　雇用保険被保険者証の写し

　(4)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の返還）

第13条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を補助対象者に南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金返還命令書（様式第10号）により命ずるものとする。

(1)　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2)　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき若しくは町長の処分に従わなかったとき。

(3)　対象雇用者が雇用の日から3年を経過する前に介護事業所等を退職したとき。

2　前項第3号において返還する額は別表第4のとおりとする。

3　第1項の規定は、補助金の交付確定があった後についても適用する。

（補助金の返還免除）

第14条　町長は対象雇用者が次の各号のいずれかの理由により雇用契約を終了した場合は、前条の規定による返還の全部又は一部を免除することができる。

1. 対象雇用者が、死亡又は心身障害等により、雇用契約を終了したとき。
2. 補助対象者の運営する介護事業所等の廃止、休止などの事案により雇用契約を終了したとき。

2　前項の規定により補助金の返還の免除を受けようとする補助事業者は、南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金返還免除申請書（様式第11号）にその事由が分かる書類を添付して町長に申請しなければならない。

3　町長は、前項の規定による申請書が提出され、第1項の規定の適用が適当と認める場合は、南伊勢町福祉・介護サービス事業所等の職員新規雇用補助金返還免除許可書（様式第12号）により、補助事業者に通知するものとする。

（延滞金）

第15条　町長は補助事業者が補助金の返還を命ぜられ、それを正当な理由がなく納期日までに納付しなかったときは、交付規則第18条の規定により延滞金を徴収することができる。

（その他）

第15条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条　この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

第2条　この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条第1項に規定する申し込みに係る事案については、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

|  |
| --- |
| 交付対象事業者 |
| 県、町が指定する南伊勢町内で次に掲げる事業のいずれかを行う事業所を運営している法人等（ただし、法人等における町内事業所のサービス利用者のうち、町内在住者の割合が1/3以上であること。）  ①　介護保険法（平成9年法律第123号。以下「介護法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）事業  ②　介護法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業  ③　介護法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業  ④　介護法第8条第25項に規定する施設サービス事業  ⑤　介護法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）事業  ⑥　介護法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業  ⑦　介護法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業  ⑧　介護法第115条の45第１項第1号に規定する事業  ⑨　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者法」という。）第28条第1項に規定する支援事業  ⑩　障害者法第28条第2項に規定する支援事業  ⑪　障害者法第51条の5に規定する相談支援事業  ⑫　障害者法第51条の16に規定する相談支援事業  ⑬　障害者法第77条に規定する地域生活支援事業  ⑭　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児童法」という。）第21条の5の2に規定する支援事業  ⑮　児童法第24条の24に規定する支援事業  ⑯　児童法第24条の25に規定する相談支援事業 |

別表第2（第4条関係）

|  |
| --- |
| 補助対象新規雇用者上限人数 |
| 本補助金交付要綱施行期間中、1補助対象者あたり5人までとする。 |
| 複数の事業所を運営している法人等についても、1法人等あたり5人までとする。 |

別表第3（第4条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 職員の区分 | 職員の定義 |
| 介護職員 | 利用者への介護及び看護サービスの提供や相談、指導業務等に従事する者をいう。ただし、事務員は除くものとする。 |
| 障害福祉施設職員 | 利用者への障がい福祉サービスの提供や相談、指導業務等に従事する者をいう。ただし、事務員は除くものとする。 |

別表第4（第13条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象雇用者の雇用の日からの経過年数 | 返還を求める金額 |
| 6ヶ月以上1年未満 | 1,000千円 |
| 1年以上1年6か月未満 | 800千円 |
| 1年6ヶ月以上2年未満 | 600千円 |
| 2年以上2年6か月未満 | 400千円 |
| 2年6ヶ月以上3年未満 | 200千円 |